

消費者法における 制度または手法のミックス

消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える

有識者懇談会

第10回 2023年1月26日

山本隆司

本話題提供のテーマ

- 主に、様々な法制度または法的手法のミックス
ー 有識者懇談会のテーマ（2）③
- 付随的に、消費者法の規律対象（取引、安全）および実現手続における、人による認識・判断とデジタル技術・デジタルアーキテクチャの機能とのミックス

法目的のミックス

①事業の振興を究極目的とし、その目的を実現するための手段として、事業に対する消費者の信頼を確保するための消費者保護を直接の目的とする法制度（業法による消費者保護）

②消費者保護それ自体を目的とする法制度（消契法等）

- ①②は目的が異なるため、特別法・一般法の関係には立たず、併存する。しかし、消費者保護機能は重なる。
- ①を、事業の特質に対応する消費者保護法として②に変更することも考えられる（食品表示法）
- 重要なことは、「情報と交渉力」を有する業所管官庁と消費者利益を表出する消費者庁との協働、そのために業所管官庁が消費者目線を強化すること。
- 行政機関間の協働が実効的にできなくなる場合、①を②にまとめることは適切でない。ただし、①②を併存させる場合、消費者庁・消費者委員会が制度間の整合性を確保し、消費者保護の水準を引き上げるように注意する必要がある。³

所管行政機関のミックス（協働）

- 消費者保護所管官庁と業所管官庁との協働（前述）
- 国、都道府県、市町村の連携協働

消費生活が営まれる地域における消費者問題の発見や啓発が、デジタル化にもかかわらず重要であるが、消費者問題への対応は地域を超えて必要になる（自治事務と法定受託事務の区別に関わらない）

- 悪質事業者への対応について、警察等との協働
- 公取、個人情報等の独立行政委員会との協働
- （消費者行政に限られない今後の課題であるが）デジタル技術に関する知見と消費者行政に関する知見とをつなぐことができる職員の養成・配置、そのための機関のネットワークの整備

集团的消費者利益保護と個別的消費者利益保護とのミックス

- ①集团的利益保護：典型的には行政規制と団体訴訟等による
- ②個別的利益保護：典型的には民事手続による（ただし行政型ADR、父権訴訟等）

- 集团的利益保護の法制度においても、個別的利益保護の部分を切り出すことが考えられる

特に差止機能を切り出せる場合（独禁法24条）

- 個別的利益保護の法制度においても、集团的利益保護の部分を括り出すことが考えられる

消契法の共通義務確認訴訟

- 集团的利益保護の法制度を事後的な個別的利益保護と直結させるか（行政規制制度の違反行為に対する民事効）

→事後的な個別的利害調整の余地なく集团的利益保護による規律を貫徹させるかによる

法適用の予見可能性・柔軟性のミックス

- 法規範の規律密度・具体性

個別事案・社会変化に応じた柔軟な対応の必要性和予見可能性との間のバランスにより決めるべきである

- しかし、消契法の立法過程では、予見可能性が強調され、規律対象が細かく限定される傾向が繰り返される
- 強行法規に事案を適用すると「零百」になると考えなければならないか。法規範の規律密度を緩和し、「グレーゾーン」を認めた上で、法適用の予見可能性と柔軟性のバランスを取るための他の手法として、ソフトな内容の法規範、ソフトな法形成の方法は考えられないか？

法規範におけるハードな要素とソフトな要素とのミックス

マクロのプロセス

- 努力義務規定

他の法規範の適用において考慮されることや、実務が蓄積し強行規定に格上げされることを期待

紛争の予防

- 強行規定の適用に関し、事業者が照会し、行政機関が法的拘束力を持たない回答・その公表により実際上対応する（ノーアクションレター制度）
- 強行規定の適用に関し、行政機関が、厳格なルールではなく、審査基準・処分基準等の基準により、目標、考慮要素、具体例等を定めて公表する

基本的に行政機関の内部行為であるが、一定の外部効果をもつ

- 目標、考慮要素、具体例等を含む行政機関による「指針」の策定・公表を法定する（公益通報者保護法11条4項）

法形成におけるソフトな要素とハードな要素とのミックス

紛争の事後

- 和解契約

日本では行政処分に関して和解契約は認められないとするのが通説。行政指導等で事実上代替。しかし？

ドイツ行政手続法55条：「法状況が不確かな場合」、行政行為に代替する和解契約可能。

公的主体と利益代表団体とによる消費者保護のミックス（公私協働(1)）

消費者団体による団体訴訟

- 集団的消費者利益の表出、行政規制の機能的等価と見ることもできる
- 必要な情報、資金の問題
- しかし、現在法定されている団体訴訟の対象は、個人による請求の機能的等価に限られている？

特商法：「個々の消費者に取消権等の民事上の権利発生が観念できるもの」

事業者団体による自主規制・共同規制

- 公的規制とのミックス（公的規制を制度化しない、公的規制で自主規制の事項を指定する、自主規制があれば公的規制を適用しない、自主規制を公的規制にあたり考慮する、公的規制に摂取する等）
 - 自主規制のインセンティブ
- 主体のミックス（消費者代表等の参加、公的主体の参加、官民協議会・マルチステイクホルダーフォーラム）
- 自主規制のPDCAサイクルの透明化

公的主体と民間主体の専門化とによる規制のミックス（公私協働(2)）

- 規格策定・基準認証
アルゴリズムの規律
- 民間型ADR

個別事業者の体制整備義務

高度化すると行政手続・行政組織の機能的代替

- 情報・交渉力の格差による義務
- 社会全体においてサービスを開放的に提供し利用者の重要な権利を実現する重要な役割を果たす事業者
→ 行政手続（基準策定、理由提示、不服申立て等）類似の手続構築の要請
- 社会的に重大なリスクを発生させる可能性のある事業者
- デジタルプラットフォーマー

サンクション（特に金銭による）の ミックス

• サンクションの縦割りの捉え方？ → 徐々に変化
刑事罰

- 日本では行政規制にほぼ随伴する
- 制度の選択肢として、法令違反に対する直罰か、行政処分違反に対する間接罰か
- 「悪質」事業者には警察の対応しかない
- 違法収益の剥奪、被害回復

課徴金

制度の柔軟な使用の可能性

- 個別法（消費者法）秩序の回復・経済的抑止：制裁金
- かつては、現状の是正：違法収益の剥奪・「返金」
- 個々人の損害の回復：損害賠償

法的性質の重なり

規制対象のミックス

デジタル化による事業者の決定過程の不透明化

- 個別的・同時的な規制が困難に
- 前倒しされる義務・責任
 認証、体制整備、継続的モニタリング
- 説明義務・責任の果たし方
- 事後審査のための義務・責任
 記録
- 手続法上の対応

今後の課題？ デジタル化による規制手続の不透明化への対応

*Komposition! Als ob es ein Stück Kuchen oder Biskuit wäre,
das man aus Eiern, Mehl und Zucker zusammenrührt!*
(Goethe)